

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う 関係法律の整備等に関する法律案の概要

本法の施行に伴い、本法で包括的に規定する事項の例外事項、本法のみでは手当が完全でないもの等について法律の改正が必要なものの所要の規定整備を行う。

1 オンライン化先行法律との適用関係に係る規定整備

既に手続のオンライン化について法律上の規定整備を行っている法律と本法との適用関係の整理のために必要な規定を整備。

2 主務省令に係る規定整備

本法では法令を所管する省庁の主務省令によりオンライン化の方法等を定めることとしているが、本法の主務省令と異なる委任の取扱いが必要な場合には個別法改正で措置。

3 手数料の納付方法に係る規定整備

手数料の納付を伴う手続のうち、法律により印紙による納付を義務付けている手続について、電子情報処理組織を使用して手続を行う場合の納付方法を定めるために必要な規定を整備。

4 手続の簡素化に係る規定の整備

オンライン化に伴い、手続そのものの簡素化を行うことに伴い必要な規定を整備。
(住民票の写しの添付等を省略するため、住民基本台帳ネットワークシステム利用事務を追加すること等)

5 歳入・歳出の電子化等に係る規定整備

歳入・歳出の電子化等のために必要な規定を整備。

6 国税・地方税関係

電子納税のために必要な規定等を整備。

その他所要の規定整備を行う。

以上について、71法律の改正を予定